

風水害等対策編

この編は、水防法（昭和24年法律第193号。以下、本編において「法」という。）第33条に基づき策定しており、風水害、土砂災害、雪害、融雪災害の対策計画について記述したものであるが、風水害等対策については、この編のほか最大災害を想定した「地震災害対策編」を準用する。

風水害対策計画

第1章 総 則

第1節 計画の方針

地震災害対策編第1章第1節「計画の方針」を参照のこと。

第2節 風水害対策の実施機関及び責務

機 関 名		各 機 関 の 責 務 及 び 消 防 団 の 担 当 河 川
千	歳 市	水防法第3条の規定に基づき、千歳市は、その区域における水防を十分に果たすべき責務を有する。
消 防 団	千歳第1分団 千歳第2分団	千歳川、ママチ川、新ママチ川、祝梅川、勇舞川
	東 千 歳 分 団	嶮淵川、シーケヌフチ川、幌加川、東丘川、コムカラ川
	支 笏 湖 分 団	千歳川上流及びその支流河川、シリセツナイ川、オコタンペ川、フレナイ川、ニナル川
	泉 郷 分 団	千歳川、嶮淵川、チャシ川、キウス川、チブニー川、オルイカ川、祝梅川
	長 都 分 団	千歳川、長都川、ユカンボシ川、ゴセン川、カリンバ川
	駒 里 分 団	遠浅川、ホカンカニ川
石 狩 振 興 局		1 水防管理団体が行う水防が十分に効果を発揮する指導に努めること。 2 次に掲げる通知を受けたときは、直ちに関係水防管理者等に、受けた内容を通知すること。 （1）札幌管区气象台が、気象の状況により、洪水等のおそれがあると認め発表する通知を受けた場合 （2）水防法第16条第1項の規定により、指定した河川につき北海道開発局長または北海道知事が発表する水防警報を受けた場合
空 知 総 合 振 興 局 札 幌 建 設 管 理 部		1 洪水等による危険が切迫した場合は、水災を防ぎよし、又はこれによる被害を軽減する措置をとること。 2 北海道の所管する雨量水位観測所において、観測した雨量又は水位を必要に応じ水防管理者に通知すること。

札 幌 開 発 建 設 部	1 1級河川の直轄区間の管理、直轄区間の影響を受ける指定区間（河川法第2条7号区間）の河川の工事、維持又は修繕及び災害応急対策並びに災害復旧 2 河川総合開発事業又は直轄堰堤の維持管理 3 石狩川下流（旭川市神居古潭166番地先の道道神納橋から海まで）の洪水予報（札幌管区气象台と共同）及び石狩川幹川、豊平川の水防警報の発令
居 住 者 等 の 義 務	水防法第24条の規定に基づき、千歳市の区域内に居住する者又は水防の現場にある者は、水防管理者又は消防機関の長から水防に従事することを要請されたときは、これに従う。

第3節 風水害の概況

地震災害対策編第1章第3節「千歳市の特性及び災害の概況」を参照のこと。

第2章 災害予防計画

第1節 風水害の予防

第1 河川施設の整備

地震災害対策編第2章第1節「第4 公共施設等の災害対策」を参照のこと。

第2 水害指定区域の指定・周知

- 1 重要水防箇所及び水門等設置の状況、並びに北海道管理河川の災害の発生が予想される災害危険区域、及び市の定める指定緊急避難場所・指定避難所、防災施設等の防災情報について、市民への周知に努める。

- 2 洪水浸水想定区域、家屋倒壊等氾濫想定区域を表わす洪水・土砂災害ハザードマップを作成し、関係地域の住民に周知する。

ハザードマップの配布に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努める。

また、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

資 料 編 : 水防関係

○水門等設置状況一覧

○重要水防箇所一覧

○北海道管理河川の災害の発生が予想される災害危険区域

○洪水・土砂災害ハザードマップ

第3 水防施設

- 1 水位、雨量観測所

本市の区域内に設置された水位、雨量観測所及び危機管理型水位計は、資料編に掲載のとおりである。

資 料 編 : 水防関係

○水位観測所・雨量観測所・危機管理型水位計一覧

- 2 水防センターの整備

千歳川流域では、昭和50年代に3度にわたり浸水、氾濫等により家屋等に深刻な被害をもたらした。

これらに対処する水防活動が被害を軽減させる重要な役割を果たすものであることから、洪水時において円滑かつ効率的な応急活動及び緊急復旧活動を実施する拠点として、国が整備する河川防災ステーション内に水防センターを整備した。

施設名	設置場所	敷地面積	完成日
千歳市水防センター	千歳市駒里2212 (河川防災ステーション内)	50,018.60㎡	平成17年3月31日

第4 災害応急対策用品の備蓄等

本市の災害応急対策用品の備蓄状況は、資料編に掲載のとおりである。なお、本市の備蓄する資機材に不足が生じたときは、必要に応じ協定締結事業者や農業協同組合、民間等から調達する。

資料編 ○災害協定締結先一覧
○防災備蓄品保有状況一覧

第5 警戒避難体制の整備

降雨等による風水害の危険性が高いと判断される危険箇所については、国及び北海道と連携を図り、総合的な治水対策（ハード対策）を実施するとともに、関係機関や住民等への周知、あるいは避難情報の発令対象地域や発令基準の設定、情報の収集及び伝達体制の構築、指定緊急避難場所や指定避難所の準備、避難行動要支援者への支援、住民の防災意識の向上など、風水害から住民の生命や身体等を守るための警戒避難体制等（ソフト対策）を整備する。

この際、より具体的で実効性のある避難情報の発令判断・伝達マニュアルを策定し、危機管理部署以外の職員、関係機関等や住民等に周知し、災害時における被害の軽減に努める。

参考資料（別冊） ○避難情報の発令判断・伝達マニュアル（洪水編）

第6 河川管理者の協力が必要な事項

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に協力を行う。河川管理者による水防管理団体が行う水防のための活動への協力が必要な事項については、資料編に掲載のとおりである。

資料編：水防関係
○水防活動に関する河川管理者の協力が必要な事項

第2節 風倒木災害の予防

第1 街路樹等の整備

道路、公園等の整備にあたっては、強風による倒木を避けるため、風に強い樹木を植樹するほか、安全を考慮した植樹方法・場所を選定する。

第2 キャンプ場等の管理

気象警報等が発表された場合、風倒木により被害を受けるおそれのあるキャンプ場等は速やかに閉鎖し、その旨を利用者等に通知する。

第3節 学校等の予防

第1 学校等の休校措置

学校長等は、市域内に気象特別警報（氾濫、大雨、土砂災害、暴風、大雪、暴風雪）、気象警報（氾濫、大雨、土砂災害、暴風、大雪、暴風雪）等が発表され、特に警戒が必要な場合は、児童及び生徒等の登下校時等の安全を考慮し、教育委員会と調整し学校等の休校措置をとる。

第2 要配慮者利用施設

1 要配慮者利用施設

水防法第15条の規定に基づき、浸水想定区域内（想定最大規模の浸水想定水深0.5m未満を除く。）の主として高齢者、障がい者、乳幼児、児童生徒、入院患者その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の範囲は次のとおりとする。

なお、本計画で定める要配慮者利用施設の名称及び所在地については、資料編のとおりである。

高齢者関連施設	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、生活支援ハウス、サービス付き高齢者向け住宅、高齢者共同住宅（グループハウス等）等
障がい者（児）関連施設	障害福祉サービス等事業所、地域活動支援センター、障害児通所支援等事業所（障害児入所施設）、日中一時支援事業所、視覚障害者情報提供施設等
児童関連施設	認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、私立認可外保育施設、事業所内保育施設、地域保育所等
学校関連施設	幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校等
医療関連施設	病院、有床診療所、助産所等
救護施設	救護施設

資料編：浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧

2 避難確保計画の作成及び訓練の実施

水防法第15条の3に基づき、上記で名称及び所在地を定めた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（避難確保計画）を作成し、市長に報告しなければならない。報告を受けた市長は当該施設管理者等に対して、必要な助言又は勧告を行うこととする。

また、施設の所有者又は管理者は、計画に基づく避難訓練を実施し、その訓練結果を市長に報告しなければならない。

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害応急対策の基本方針

地震災害対策編第3章第1節「災害応急対策の基本方針」に準ずる。

なお、災害応急対策の実施においては、自治会・自主防災組織及び防災会議、建設会社などの防災関係機関等、大規模工場等の自衛水防組織及び河川管理者など地域の力を結集し、地域の安全確保に努めるものとする。

第2節 災害対策本部

第1 災害対策本部の設置及び廃止

1 災害対策本部の設置

札幌管区気象台から気象特別警報（氾濫、大雨、土砂災害、暴風、大雪、暴風雪）、気象警報（氾濫、大雨、土砂災害、暴風、大雪、暴風雪）等が発表され、市域内での災害が拡大したとき、若しくは拡大のおそれがある場合、又は次の各号の一に該当する状況が発生した場合、応急対策等を組織的に実施する組織として、災害対策本部を設置する。

- （1）孤立地域が発生し、応急対策が必要と市長が認めたとき。
- （2）多くの交通機関の障害、生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要と市長が認めたとき。

2 災害対策本部の廃止

地震災害対策編第3章第2節第1「2 災害対策本部の廃止」に準ずる。

3 災害対策本部設置及び廃止の通知

地震災害対策編第3章第2節第1「3 災害対策本部設置及び廃止の通知」に準ずる。

4 現地対策本部の設置及び廃止

地震災害対策編第3章第2節第1「4 現地対策本部の設置及び廃止」に準ずる。

5 災害対策本部の組織

地震災害対策編第3章第2節第1「5 災害対策本部の組織」に準ずる。

6 災害対策本部の設置及び指揮権限の委任

地震災害対策編第3章第2節第1「6 災害対策本部の設置及び指揮権限の委任」に準ずる。

7 災害対策本部の運営

地震災害対策編第3章第2節第1「7 災害対策本部の運営」に準ずる。

第2 職員の動員・配備

地震災害対策編第3章第2節「第2 職員の動員・配備」に準ずる。

第3節 災害警戒本部

第1 災害警戒本部の設置及び廃止

1 災害警戒本部の設置

札幌管区気象台から気象警報（氾濫、大雨、土砂災害、暴風、大雪、暴風雪）等が発表され、市内での災害発生が予想されるときは、災害情報の収集や警戒及び応急対策の準備あるいは防災関係機関等の情報交換等を組織的に実施するとともに、災害対策本部へ円滑に移行できる組織として、災害警戒本部を設置する。

2 災害対策本部設置への移行

地震災害対策編第3章第3節第1「2 災害対策本部設置への移行」に準ずる。

3 災害警戒本部の廃止

地震災害対策編第3章第3節第1「3 災害警戒本部の廃止」に準ずる。

4 災害警戒本部の組織

地震災害対策編第3章第3節第1「4 災害警戒本部の組織」に準ずる。

5 災害警戒本部の設置及び指揮権限の委任

地震災害対策編第3章第3節第1「5 災害警戒本部の設置及び指揮権限の委任」に準ずる。

第2 職員の動員・配備

1 非常配備の基準

災害が発生した場合あるいは発生のおそれがある場合には、非常配備の体制をとる。非常配備の種別と配備時期については、次のとおりとする。

非常配備の基準

種 別	配 備 内 容	配 備 時 期
注 意 配 備	災害の発生に備え、情報収集を行える体制とする。	- 札幌管区気象台から気象警報（氾濫、大雨、土砂災害、暴風、大雪、暴風雪）等が発表されたとき。 - 降雨、降雪及び河川水位等の状況により注意が必要なとき。
警 戒 配 備	災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、災害情報の収集や警戒及び応急対策の準備あるいは防災関係機関等の情報交換を組織的に実施するとともに、災害対策本部へ円滑に移行できる組織とする。	- 札幌管区気象台から気象警報（氾濫、大雨、土砂災害、暴風、大雪、暴風雪）、等が発表され、特に水防活動及び警戒が必要なとき。 - 局地的な浸水及び崖崩れが発生したとき。

2 災害警戒本部配備要員

地震災害対策編第3章第3節第2「2 災害警戒本部配備要員」に準ずる。

第4節 気象情報の収集・伝達

第1 気象警報の種類

防災と関連のある気象警報等の概要とその発表基準は、次のとおりである。

1 警報等

札幌管区気象台において発表される特別警報、警報、注意報及び情報をいう。

2 概要

区 分	定 義
早期注意情報（警報級の可能性）	5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（石狩地方など）で、3日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（石狩・空知・後志地方など）で発表される。大雨、土砂災害に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。
レベル2注意報（警戒レベル2）	レベル2大雨注意報：大雨による浸水害等※1が起こるおそれのある場合に発表。 レベル2土砂災害注意報※4：大雨による土砂災害が起こるおそれのある場合に発表。 レベル2氾濫注意報※3・河川※2：氾濫による災害が起こるおそれのある場合に発表。
レベル3警報（警戒レベル3に相当）	レベル3大雨警報：大雨による重大な浸水害等※1が起こるおそれがある場合に発表。 レベル3土砂災害警報※4：大雨による土砂災害が起こるおそれのある場合に発表。 レベル3氾濫警報※3・河川※2：氾濫による重大な災害が起こるおそれがある場合に発表。
レベル4危険警報（警戒レベル4に相当）	レベル4大雨危険警報：大雨による重大な浸水害等※1が起こるおそれが大きい危険な状況の場合に発表。 レベル4土砂災害危険警報※4：大雨による重大な土砂災害が起こるおそれが大きい危険な状況の場合に発表。 レベル4氾濫危険警報※3・河川※2：氾濫による重大な災害が起こるおそれが大きい危険な状況の場合に発表。
レベル5特別警報（警戒レベル5に相当）	レベル5大雨特別警報：大雨による重大な浸水害等※1が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。 レベル5土砂災害特別警報※4：大雨による重大な土砂災害が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。 レベル5氾濫特別警報※3・河川※2：氾濫による重大な災害が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。
※1 大雨の注意報・警報等は、内水氾濫による浸水害及び大雨や融雪による洪水予報河川以外の河川の外水氾濫を対象に発表。 ※2 洪水予報河川 ※3 洪水予報河川に発表する洪水注意報はレベル2氾濫注意報の名称を、洪水警報（洪水危険警報を除く。）はレベル3氾濫警報の名称を、洪水危険警報はレベル4氾濫危険警報の名称を、洪水特別警報はレベル5氾濫特別警報の名称を、それぞれ用いて行う。 ※4 土砂崩れ注意報はレベル2土砂災害注意報の名称を、土砂崩れ警報（土砂崩れ危険警報を除く。）はレベル3土砂災害警報の名称を、土砂崩れ危険警報はレベル4土砂災害危険警報の名称を、土砂崩れ特別警報はレベル5土砂災害特別警報の名称を、それぞれ用いて行う。	

気象防災速報	気象情報のうち、警戒レベル相当情報やそれ以外の警報等を補足する情報として、線状降水帯など顕著現象が発生または発生しつつある場合に「気象防災速報」を発表する。気象防災速報で伝える情報は以下の5つである。 1 気象防災速報（記録的短時間大雨） レベル3大雨警報等を発表中かつ大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、当該地域にとって数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせで分析）された場合に、気象庁から「〇〇地方気象防災速報（記録的短時間大雨）」という表題の情報が発表される。 石狩地方の基準は100mm/h 2 気象防災速報（線状降水帯発生） 大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「〇〇地方気象防災速報（線状降水帯発生）」という表題の情報が気象庁から発表される。 ※ 上記1、2に該当する情報が発表されたときは、土砂災害及び低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような大雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。 3 気象防災速報（線状降水帯直前予測） 線状降水帯発生の可能性が高まった場合には、線状降水帯発生の2～3時間前を目標に、予測情報として「〇〇地方気象防災速報（線状降水帯直前予測）」という表題の情報が気象庁から発表される。 ※地域防災計画への気象庁施策の標準的な記載例（令和8年5月改定） 4 気象防災速報（竜巻注意／竜巻目撃） 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（石狩地方など）で気象防災速報（竜巻注意）として気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（石狩地方など）で気象防災速報（竜巻目撃）として発表される。これらの情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。
気象解説情報	気象の予報等について、警報等に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、警報等が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。表題は、「気象解説情報（大雨・落雷・突風）」のように、（ ）内に注目される現象のキーワードが付記される。気象解説情報のうち、線状降水帯による大雨の可能性がある程度高いことが予想された場合に、大雨に対する心構えを一段高めていただくことを目的として、半日程度前から「気象解説情報（線状降水帯半日前予測）」という表題で発表される。台風に関する情報については「気象解説情報（台風第〇号）」という表題で発表される。また、大雨や土砂災害の警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・地方・府県気象解説情報が発表される場合がある。

3 特別警報、危険警報、警報、注意報の種類及び発表基準（対象地域：石狩南部千歳市）

令和8年5月28日現在

注意報警報等の種類	発 表 基 準
風 雪 注 意 報	平均風速11m/s 雪による視程障害を伴う
暴 風 雪 警 報	平均風速16m/s 雪による視程障害を伴う
暴 風 雪 特 別 警 報	中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
強 風 注 意 報	平均風速13m/s
暴 風 警 報	平均風速18m/s
暴 風 特 別 警 報	中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
レベ ル 2 大 雨 注 意 報	河川が増水することにより、災害が起こるおそれがあるときに発表（流域雨量指数がレベル2大雨注意報基準に実況又は3時間先までの予測で到達する区間があるときに発表）される。また、短時間の集中豪雨等で水路や下水道等が氾濫し、災害が起こるおそれがあるときに発表（表面雨量指数がレベル2大雨注意報基準に実況または1時間先までの予測で到達するときに発表）される。
レベ ル 3 大 雨 警 報	河川が増水することにより、重大な災害が起こるおそれがあるときに発表（流域雨量指数がレベル3大雨警報基準に実況又は3時間先までの予測で到達する区間が一部でもあるときに発表）される。また、短時間の集中豪雨等で水路や下水道等が氾濫し、重大な災害が起こるおそれがあるときに発表（表面雨量指数がレベル3大雨警報基準に実況または1時間先までの予測で到達するときに発表）される。
レベ ル 4 大 雨 危 険 警 報	河川が増水することにより、重大な災害が起こるおそれが大きいときに発表（流域雨量指数がレベル4危険警報基準に実況又は3時間先までの予測で到達する区間が複数ある時に発表）される。また、短時間の集中豪雨等で水路や下水道等が氾濫し、重大な災害が起こるおそれが高いときに発表（表面雨量指数がレベル4大雨危険警報基準に実況または1時間先までの予測で到達するときに発表）される。
レベ ル 5 大 雨 特 別 警 報	大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。
大 雪 注 意 報	平地：12時間降雪の深さ20cm 山間部：12時間降雪の深さ30cm
大 雪 警 報	平地：6時間降雪の深さ30cm以上あるいは12時間降雪の深さ40cm 山間部：12時間降雪の深さ50cm以上
大 雪 特 別 警 報	道程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合
濃 霧 注 意 報	視程200m
雷 注 意 報	落雷等により被害が予想される場合
乾 燥 注 意 報	最小湿度30% 実効湿度60%
な だ れ 注 意 報	① 24時間降雪の深さ30cm以上 ② 積雪の深さ50cm以上で、日平均気温5℃以上
着 雪 注 意 報	気温0℃くらいで強度並以上の雪が数時間以上継続
霜 注 意 報	最低気温3℃以下
低 温 注 意 報	5月～10月：（平均気温）平年より5℃以上低い日が2日以上継続 11月～4月：（最低気温）平年より8℃以上低い
融 雪 注 意 報	70mm以上：24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計

氾濫注意報・警報・危険警報・特別警報	レベル5 氾濫特別警報・レベル4 氾濫危険警報・レベル3 氾濫警報・レベル2 氾濫注意報の発表対象となる河川予報区のうち、千歳市に關係する河川予報区名及び基準観測所名：千歳川【西越・裏の沢】
--------------------	---

【参照】

特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報発表基準一覧表（札幌管区気象台）

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/sapporo/kijun_0122400.pdf

特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報発表基準一覧表（気象庁HP）

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index.html>

4 水防活動の利用に適合する（水防活動用）警報及び注意報

水防活動の利用に適合する警報及び注意報の種類と、対応する一般の利用に適合する特別警報、危険警報、警報、注意報の種類及びそれらの発表基準

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報	概要
水防活動用気象注意報	レベル2 大雨注意報	大雨により浸水害が発生するおそれがあると予想されたとき。
水防活動用気象警報	レベル3 大雨警報	大雨により重大な浸水害が発生するおそれがあると予想されたとき。
	レベル4 大雨危険警報	大雨による重大な浸水害が起こるおそれ大きいと予想されたとき。
	レベル5 大雨特別警報	大雨による重大な浸水害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたとき。
水防活動用洪水警報	レベル3 氾濫警報 又は レベル3 大雨警報	大雨、河川の上流域での降雨、融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき。
	レベル4 氾濫危険警報 又は レベル4 大雨危険警報	大雨、河川の上流域での降雨、融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれ大きいとき。
	レベル5 氾濫特別警報 又は レベル5 大雨特別警報	大雨、河川の上流域での降雨、融雪等による河川の増水により、災害が切迫または既に発生しているおそれが著しく大きく、身の安全の確保が必要な場合。

5 指定河川洪水予報

指定河川の洪水予報は、札幌管区気象台と北海道開発局札幌開発建設部が共同で発表する。

（1）札幌管区気象台・北海道開発局札幌開発建設部発表の指定河川洪水予報

千歳川洪水予報

（2）発表する情報の種類、発表基準

区 分	発表基準等
レベル2 氾濫注意報	氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2。

レベル3 氾濫警報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
レベル4 氾濫危険警報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
レベル5 氾濫特別警報 ・ 氾濫発生情報	氾濫が発生又は切迫したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。

6 水防警報

水防警報は、北海道開発局札幌開発建設部又は北海道空知総合振興局札幌建設管理部が発表する。
水防警報の種類、内容及び発表基準

種類	内 容	発 表 基 準
待機	不意の出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報、警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	河川氾濫注意情報等により、又は水位、流量、その他河川状況により、氾濫注意水位に達しなお上昇のおそれがあるとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに越水（堤防から水があふれる）、漏水、堤防斜面の崩れ、亀裂、その他河川状況より警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	河川氾濫警戒情報等により、又は既に氾濫注意水位を超え災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

7 火災気象通報

火災気象通報の発表及び終了は、消防法（第22条）の規定に基づき、札幌管区气象台から北海道を經由して本市に通報される。

火災気象通報の基準は、次のとおりである。

発表官署	地域名	通 報 基 準
札幌管区气象台	石狩地方	実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下、若しくは、平均風速が13m/s以上と予想される場合。ただし、平均風速が基準以上であっても雨及び降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある。

8 火災に関する警報（以下「火災警報」という。）

火災警報は消防法第22条第3項の規定によるものであり、市長は、火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上著しく危険であると認められるときは、火災警報を発令できる。

火災警報の発令基準は、いずれにも該当する場合とする。ただし、次の気象条件であっても発令しないときがある。

火 災 警 報	・発令日前3日間における降水量の合計が1ミリメートル以下の場合であって、発令日前30日間における降水量の合計が30ミリメートル以下であるとき。 ・発令日において強風注意報及び乾燥注意報が発表されているとき。
---------	--

※ 林野火災の予防を目的とした火災に関する警報（以下「林野火災警報」という。）は、特殊火災対策編「林野火災対策計画」を参照。

第2 監視及び警戒

1 常時監視

水防管理者は、巡視責任者を定め担当水防区域内の河川等を巡視させるものとする。巡視責任者は、水防上危険であると認められる箇所を発見したときは、直ちに水防管理者に報告し、水防管理者は当該河川等の管理者に連絡し、必要な措置を求める。

地区別巡視責任者は、次のとおりである。

地 区	河 川	担 当	巡 視 責 任 者	監視員 の数
市街地等	千歳川、ママチ川、新ママチ川、勇舞川、嶮淵川、チャシ川、キウス川、チプニー川、オルイカ川、祝梅川、長都川、ユカンボシ川、ゴセン川、カリンバ川、遠浅川、ホカンカニ川、美々川	建 設 対 策 部	道 路 管 理 課 長	10人
東 千 歳	嶮淵川、シーケヌフチ川、幌加川、東丘川、コムカラ川	建 設 対 策 部 (市民環境対策部)	道 路 管 理 課 長 (東部支所長)	(1)
支 笏 湖	千歳川上流及びその支流河川、シリセツナイ川、オコタンペ川、フレナイ川、ニナル川	建 設 対 策 部 (市民環境対策部) (消 防 対 策 部)	道 路 管 理 課 長 (支笏湖支所長) (支笏湖温泉出張所長)	(1) (7)

2 非常監視及び警戒

巡視責任者は、水防管理者が非常配備を指令したときは、担当する水防区域内を巡視し、監視警戒を厳重に行い、異常を発見したときは、直ちに水防管理者に報告するものとし、水防管理者は、速やかに当該河川管理者に連絡する。

監視警戒に当たり、特に留意する事項は、次のとおりである。

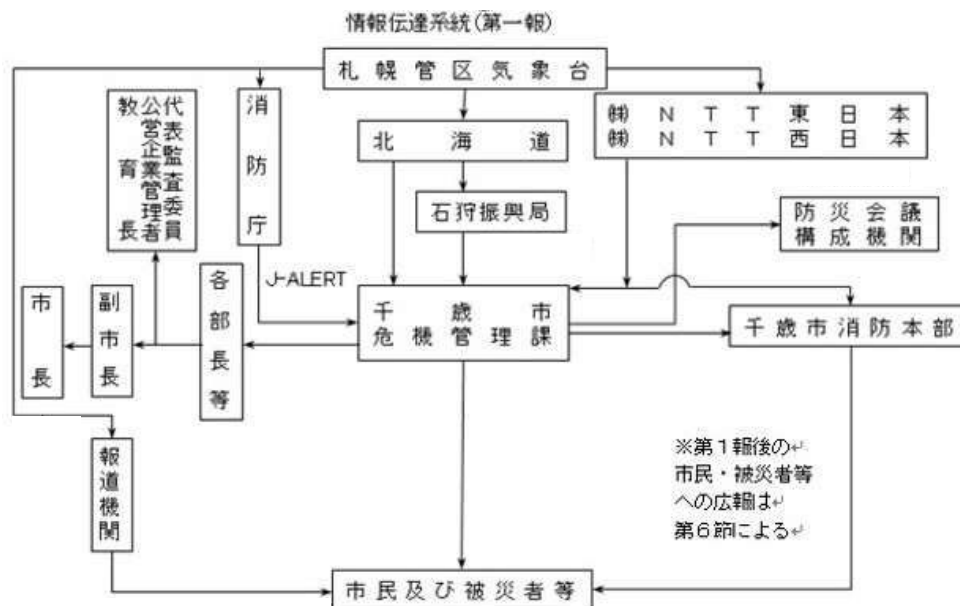
- (1) 裏法で漏水又は飽水による亀裂及び崖崩れ
- (2) 表法で水当たりの強い場所の亀裂及び崖崩れ
- (3) 天端の亀裂又は沈下
- (4) 堤防の越水状況
- (5) 水門の両袖又は底部からの漏水と扉の締め具合
- (6) 橋梁その他構造物と堤防の取付部分の異常
- (7) 溜池等については(1)から(6)までのほか、次の事項について注意する。
 - ア 取入口の閉塞状況
 - イ 流域の山崩れの状態
 - ウ 流入水並びに浮遊物の状況
 - エ 余水吐及び放水路付近の状況
 - オ 重ね池の場合の上部溜池の状況
 - カ 樋管の漏水による亀裂及び崖崩れ

第3 気象予報等の伝達系統

1 気象情報の伝達

(1) 気象情報の伝達

気象情報の伝達は、下記の「気象情報伝達系統図」により行う。



(2) 関係機関への連絡

危機管理課長は、気象情報の伝達を受けたときは、次の「気象情報伝達系統図」により、教育長、公営企業管理者、代表監査委員、関係部長、及び関係機関等に連絡しなければならない。

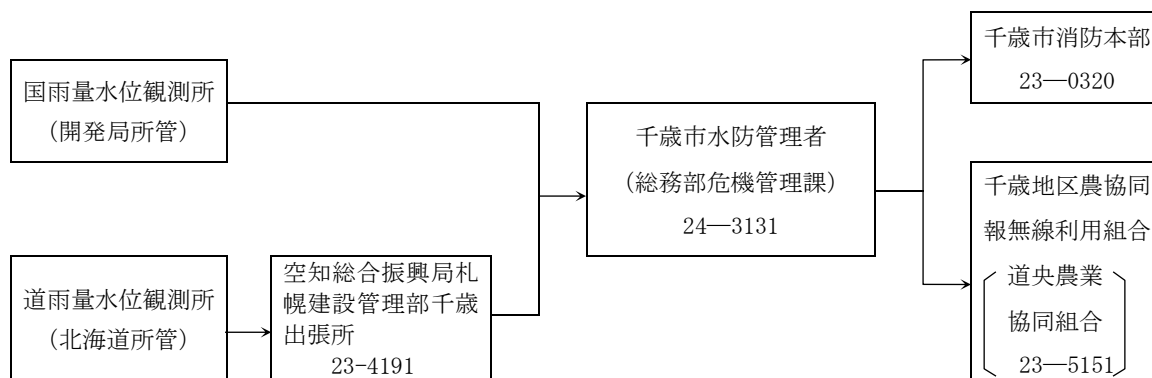
ただし、状況により連絡の必要がないと判断されるときは、連絡先又は情報の全部若しくは一部について連絡を省略できる。

2 雨量水位観測及びダム情報等の通信系統

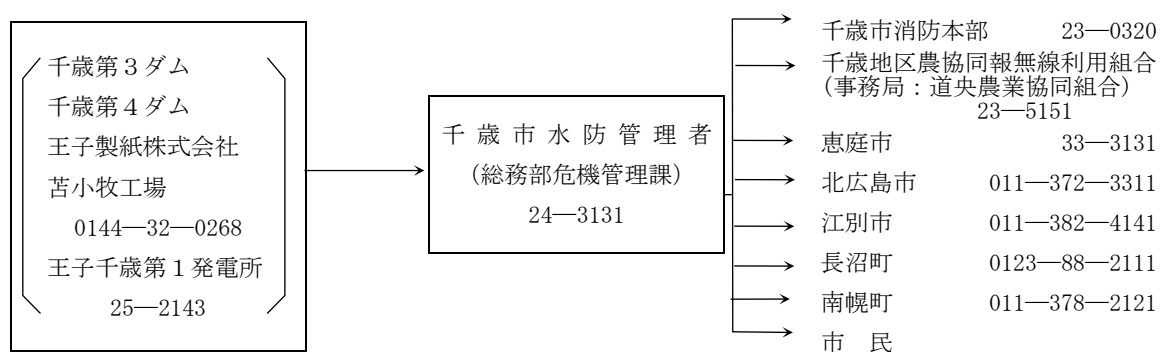
（1）通信系統

雨量水位観測及びダム情報等の通信系統は、次のとおりである。

ア 雨量水位観測通報系統図



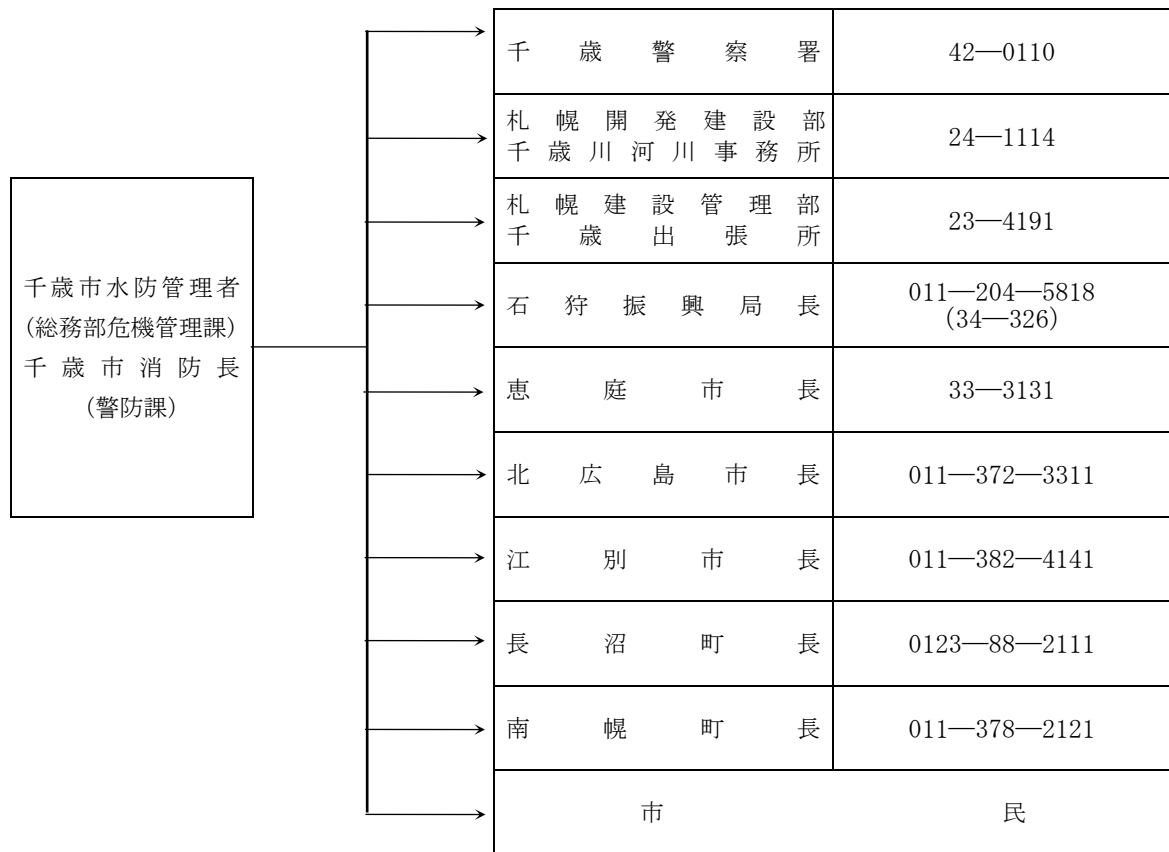
イ ダム情報系統図



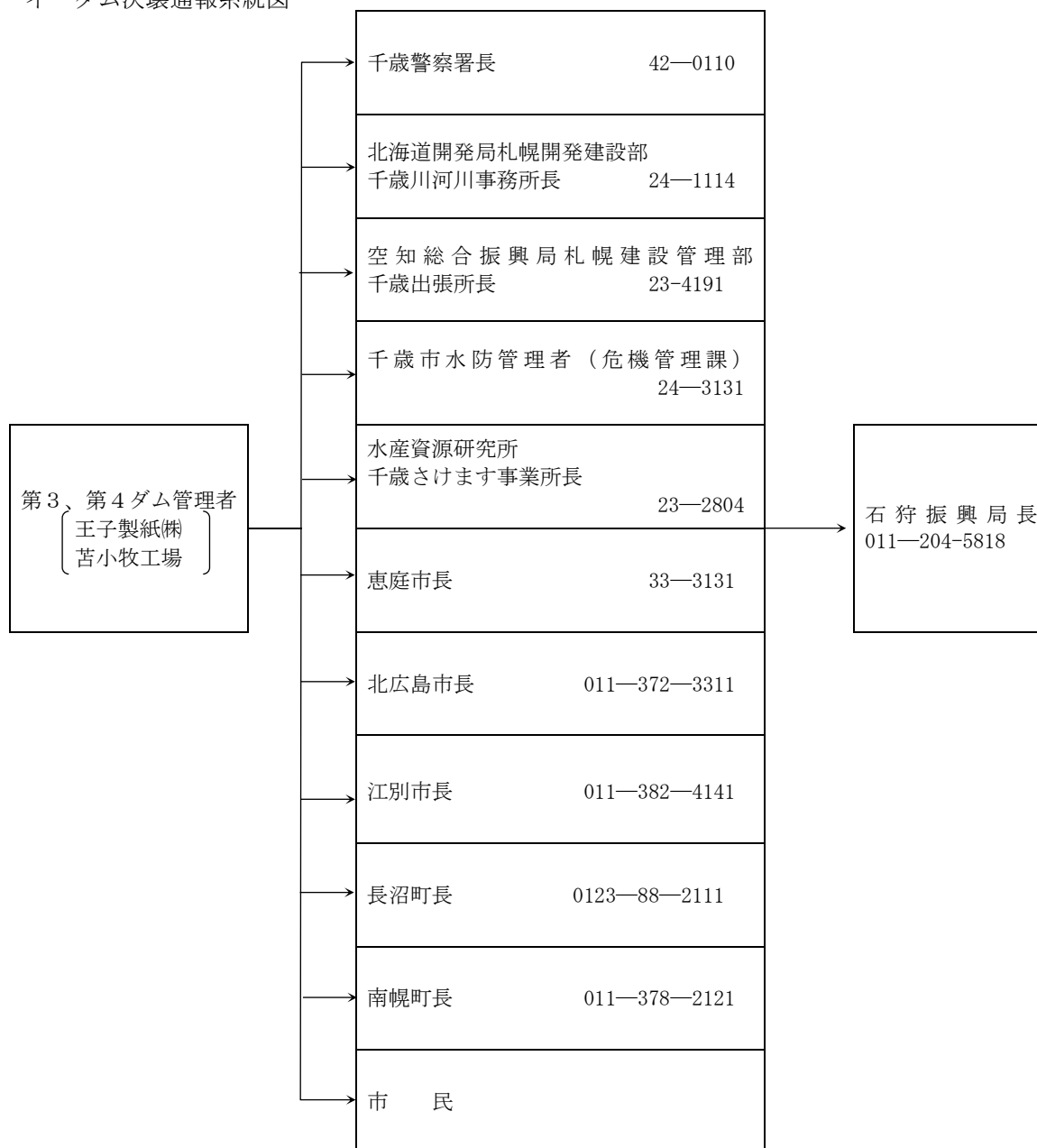
（2）決壊通報

水防に関し、堤防等の施設が決壊したときは、水防管理者、消防長又はダム管理者は、直ちに次により通報する。

ア 堤防等の決壊通報系統図

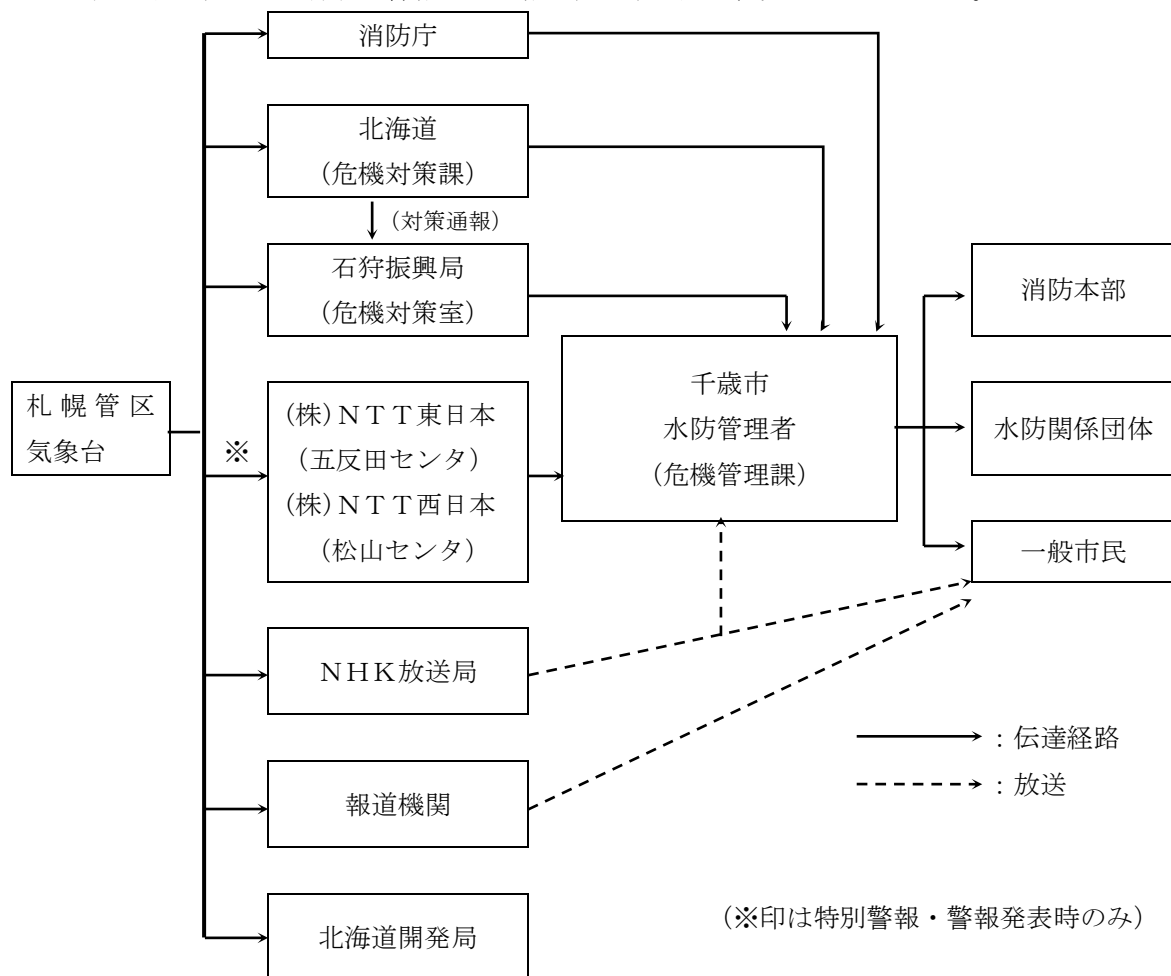


イ ダム決壊通報系統図



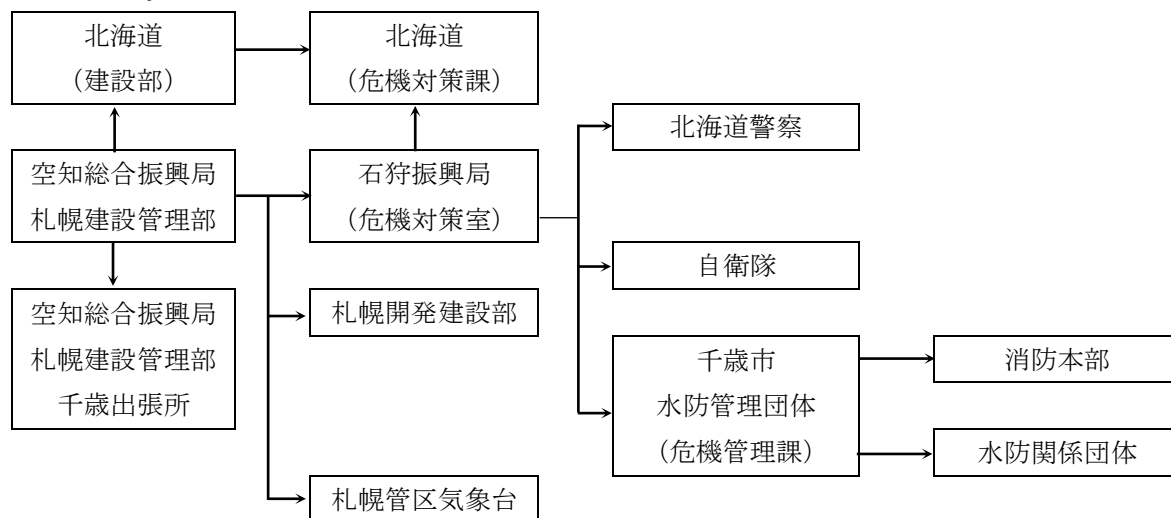
3 水防活動の利用に適合する警報及び予報の伝達

水防活動の利用に適合する警報及び予報の伝達系統図は、次のとおりである。



(株)NTT東日本及び(株)NTT西日本には、水防活動用気象等注意報の伝達は行わない。

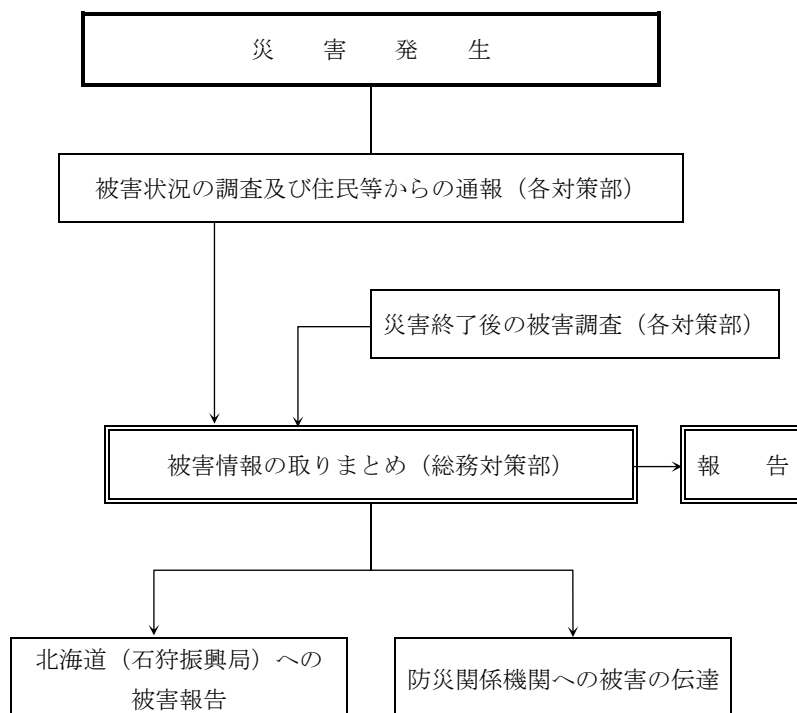
（２） 北海道空知総合振興局札幌建設管理部が発表する水防警報の伝達系統図は、次のとおりである。



第5節 被害情報の収集・伝達

第1 被害情報の収集・伝達・報告

1 被害情報の流れ



2 被害情報の収集、提供

災害が発生した場合、あらゆる手段を用い被害状況の把握に努めるとともに、必要な情報については市民等に提供する。

主として収集・提供する情報の種類は、次のとおりである。

時 期	災 害 発 生 直 後	災 害 発 生 3 日 以 降
種 類	・ 災害、被害の状況、特に生命に関する情報 ・ 交通、道路情報 ・ 避難、避難場所関連情報 ・ 医療関連情報 ・ ライフライン情報 ・ 職員の動員情報 ・ 救援物資情報	・ 住宅関連情報 ・ 罹災・被災証明、義援金情報 ・ 倒壊・浸水家屋関連情報 ・ 各種貸付、融資制度情報 ・ 各種減免措置情報 ・ 見舞金等支給情報 ・ 各種相談窓口情報 ・ 教育関連情報

3 北海道（石狩振興局）への報告

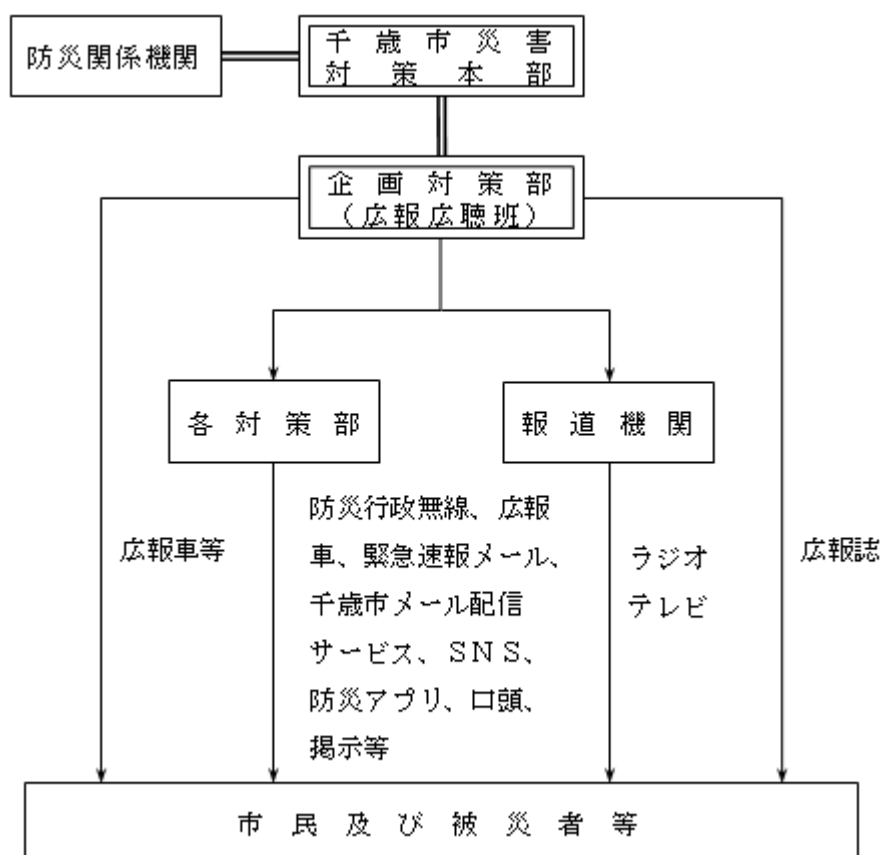
地震災害対策編第3章第4節第4「3 北海道（石狩振興局）への報告」に準ずる。

第2 被害調査担任

地震災害対策編第3章第4節第1 災害情報の収集・伝達の表中、「被害状況調査報告」欄に準ずる。

第6節 災害広報

第1 市民・被災者等に対する広報の流れ



第2 広報担任

部 名	広 報 要 領
総 務 対 策 部	・ 防災無線（サイレンを含む。）、緊急速報メール等による広報
企 画 対 策 部	・ 報道機関への要請（依頼）及び記者会見による広報 ・ 広報車・広報紙等による広報 ・ 避難所の掲示及び口頭による広報
そ の 他 の 対 策 部	・ 広報車等による広報 ・ 現地での口頭による広報

第7節 応援要請

風水害等災害により、大規模な被害を受け、市独自で対応できない場合は、自衛隊、北海道、他市町村及び各種団体等の応援を受け災害対策を実施する。

細部は、地震災害対策編第3章第6節「応援要請」に準ずる。

第8節 避 難

第1 避難体制

風水害等により災害が発生した場合、あるいはそのおそれがある場合は、市民を切迫した危険な状態から安全な場所に避難させるために円滑かつ適切な避難体制を整備する。避難体制の整備にあたっては、国や北海道など防災関係機関等の協力及び助言を積極的に求めることとする。

また、避難対象区域及び異常な現象の種類に応じた避難先（指定緊急避難場所・指定避難所）等については、資料編「防災施設・設備等」によるほか、災害等の状況を勘案し、その都度示すこととする。

なお、レベル4（避難指示発令の基準）発表以前において、じ後の推移見積によりレベル4が発表され避難が必要になる可能性が大きいと総合的に判断し得る場合において、市民等の安全確保の観点から努めて昼間（視界良好な時間帯等）、または深夜となる前に避難することが望ましいと判断する場合には、自主避難用の避難所（以下「自主避難所」という。）を開設する。

第2 避難情報

1 避難情報

風水害等により災害が発生した場合、あるいはそのおそれがある場合の避難は、原則として市民の自主的な行動とするが、大雨や洪水等により緊急避難の必要があると判断されるときは、防災関係機関等と調整のうえ、市長等は避難情報の発令を行い、市民等に避難を促す。

この際、避難が必要な状況が夜間・早朝となる情報が得られた場合には、避難行動がとりやすい時間帯における高齢者等避難等の発令に努めるものとする。

また、避難所等へ避難することでかえって住民の生命・身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の相対的に高く堅牢な建物等への退避その他の緊急に安全を確保するための措置（緊急安全確保措置）を指示する。

なお、自主避難所を開設した場合には、速やかに自主避難対象区域の居住者等に対し、防災行政無線、市ホームページ、SNSなどにより周知する。

- 2 市は、災害発生のおそれの高まりに応じて居住者等に求める行動と、当該行動を居住者に促す防災気象情報を関連付けた「警戒レベル」を付した避難情報を次のとおり発令する。

区分	根拠法令	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	災害対策基本法第56条第2項 市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。 2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他必要な配慮をするものとする。	危険な場所から高齢者等避難 ・高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者）は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保※1）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、急激な水位上昇のおそれのある中小河川沿いや浸水しやすい局地的に低い土地の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示	災害対策基本法第60条第1項 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・避難場所等へ避難することがかえって住民の生命・身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、緊急を要する場合は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の相対的に高く堅牢な建物等への退避その他の緊急に安全を確保するための措置（緊急安全確保）をとる。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	災害対策基本法第60条第3項 市町村長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保す	命の危険 直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、「緊急安全確保」※2。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

	るための措置を指示することができる。	
--	--------------------	--

- ※1 「屋内安全確保」を行うための条件として、①自宅・施設等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと②自宅・施設等に浸水しない居室があること③自宅・施設等が一定期間浸水することにより生じる可能性のある支障（水、食糧の確保困難・電気等のライフラインの断絶）を許容できることを満たす必要がある
- ※2 「緊急安全確保」とは、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等すること

第3 避難情報の発令判断基準

避難情報の発令判断は、次の情報等をもとに防災関係機関等と調整の上、総合的に行う。また、避難指示等の発令にあたり、必要に応じて気象台等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

なお、高齢者等避難及び避難指示等の発令判断基準は、資料編「避難情報の発令判断基準」及び別に示す「避難情報の発令判断・伝達マニュアル（洪水編）」による。

種 別	参考とする情報
気象警報等発表の有無	・レベル3 氾濫警報 ・洪水キキクル（警戒） ・洪水キキクル（危険） ・洪水キキクル（災害切迫） ・レベル4 氾濫危険警報 ・レベル5 氾濫特別警報
前兆現象等の有無	・近隣で浸水、増水、床上浸水の発生 ・河川に異常な流木等の流れ込み ・排水ポンプ等の破損
水位による危険度 今後の雨量（水位）予測	・水防団待機水位 ・氾濫注意水位 ・避難判断水位 ・氾濫危険水位 * 各段階において今後の雨量及び水位の変化を予測
内水氾濫の兆候	・河川で逆流が発生 ・排水路等のつまり、破損 ・地盤の低い地域の浸水

参考資料（別冊） ○避難情報の発令判断・伝達マニュアル（洪水編）

なお、避難指示の発令者及び要件等は次のとおりとし、避難指示の内容には、「避難対象地域」、「避難先」、「避難経路」、「避難理由」、「その他注意事項」を含めるものとする。

発令者	避難指示を行う要件	根拠法令
市長（本部長） 「指示」	生命に危険を及ぼし、被害の拡大が認められるとき	災害対策基本法第60条
水防管理者 「指示」	著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条
知事又は知事の命を受けた吏員 「指示」	著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第30条 地すべり等防止法第25条
警察官 「指示」	市長からの要請、あるいは市長が指示することができないと認められる場合 警戒宣言が発せられた場合において、避難に伴う混雑等において危険な事態が発生するおそれがあると認めるとき 特に急を要する場合	災害対策基本法第61条 大規模地震対策特別措置法第25条 警察官職務執行法第4条
自衛官 「指示」	災害派遣を命じられた部隊の自衛官で、警察官がその場にいないときに、危険な事態が生じた場合	自衛隊法第94条

第4 避難情報の伝達方法

次に掲げる事項のうち、地域等の条件を考慮し、いずれかの方法により行うものとし、迅速かつ伝達の徹底を期するため、努めて特徴を踏まえた2以上の伝達方法を併用する。

なお、防災行政無線について、被災により本庁舎に設置している親局から無線放送ができない場合は、消防本部に設置している遠隔制御局から無線放送を行う。

また、土砂災害の危険のある土砂災害危険区域や道路の閉鎖による孤立等の可能性がある支笏湖地区住民に対しては、より確実に情報伝達ができるよう防災行政無線の戸別受信機を配備する。

区 分	伝 達 方 法
防災行政無線による伝達	(1) 防災行政無線を使用してのサイレン吹鳴による伝達 (2) 水防法に基づく危険信号による伝達 (3) 防災行政無線を使用しての広報伝達
広報車等による伝達	(1) 市の広報車、消防広報車、警察の広報車を使用しての巡回伝達 (2) 放送事業者（ラジオ、テレビ放送等）及びインターネットによる伝達 (3) 緊急速報メール、千歳市メール配信サービス、SNS、防災アプリによる伝達 (4) 災害情報共有システム（Lアラート）による伝達
戸別訪問による伝達	緊急を要する場合、又は他の手段を使用できない場合は、避難誘導班を編成し戸別訪問による伝達

第9節 風水防活動

第1 風水防活動

風水害等災害が発生した場合、消防対策部を主管とし、人命救助及び被害の拡大防止を優先した初期対応を実施する。事後、被害の程度により各対策部をもって増援するほか、市独自で対応できない場合は、防災関係機関等の応援により風水防活動を実施する。

第2 救急・救助活動

1 救出・救助

風水害等災害により、行方不明者、要救助者が発生した場合、消防対策部において救急・救助活動を実施する。市独自で対応できない場合は、自衛隊及び警察署等に応援を要請し、救出・救助活動を実施する。

2 医療機関への負傷者の搬送

救助された負傷者は、消防対策部の救急車等により市民病院等の医療機関に搬送する。また、重傷者を市外の医療機関へ搬送する場合は、必要により自衛隊及び北海道のヘリコプター等を要請する。

細部は、地震災害対策編第3章第8節「消防活動」及び第15節「行方不明者の捜索」に準ずる。

第10節 応急医療

風水害等災害により負傷者が発生した場合は、被災現場から直接医療機関へ搬送することを基本とするが、同時に多数の負傷者等が発生したことにより、被災現場に救護所を設置してトリアージ等を行うことが必要と判断した場合は、医療対策部が主管となり実施する。

細部は、地震災害対策編第3章第9節「応急医療と救護」に準ずる。

第11節 警戒区域の設定及び避難

風水害等災害により、家屋の倒壊、浸水等が発生した場合は、危険を回避するため警戒区域を設定するとともに、保健福祉対策部及び企画対策部が主管となり、指定避難所の開設及び誘導を実施する。

細部は、地震災害対策編第3章第10節「避難」に準ずる。

第12節 交通対策・緊急輸送

風水害等災害により、道路、橋の被害及び停電による交通信号の停止等が発生した場合は、危険及び混乱を回避するため、警察及び道路管理者等と調整し建設対策部が主管となり、交通規制を実施するほか、必要に応じ緊急輸送路を確保する。

細部は、地震災害対策編第3章第11節「交通対策と緊急輸送」に準ずる。

第13節 生活救援

風水害等災害により、ライフラインや流通機構の機能が麻痺、低下した場合は、被災者の生活救援を実施するため、総務、市民環境、保健福祉及び公営企業対策部が主管となり、食料、生活必需品、飲料水等の供給を実施する。

細部は、地震災害対策編第3章第12節「生活救援」及び第13節「ライフラインの応急対策」に準ずる。

第14節 建物対策

風水害等災害により、住宅等が損壊した場合は、被災者救済のため、北海道及び協力団体等と調整し、企画、建設、市民環境、保健福祉及び公営企業対策部が主管となり、住宅修理や応急仮設住宅の供給、被災建物の解体・撤去等を実施する。

細部は、地震災害対策編第3章第14節「建物対策」に準ずる。

第15節 防疫・清掃・環境

風水害等災害により、住宅浸水等が発生した場合は、感染症等の発生、河川・地下水の汚染等を予防するため、北海道（保健所）、協力団体等と調整し、市民環境、保健福祉、公営企業対策部が主管となり、食中毒・感染症の予防、し尿対策、ゴミ等の収集及び水質検査等を実施する。

細部は、地震災害対策編第3章第17節「保健衛生・防疫対策」及び第18節「環境対策」に準ずる。

第16節 要配慮者の対応

風水害等災害により、住宅等が損壊した場合は、要配慮者のため、赤十字奉仕団、社会福祉協議会、ボランティア団体等と調整し、市民環境、保健福祉、医療対策部が主管となり、要配慮者の支援、ケア対策等を実施する。

細部は、地震災害対策編第3章第19節「要配慮者の対応」に準ずる。

資 料 編 ○浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧

第17節 防災ボランティア活動対策

風水害等災害により、大規模な被害が発生した場合は、被災者の救援及び応急対策等のため、赤十字奉仕団、社会福祉協議会、ボランティア団体等と調整し、市民環境、保健福祉、医療対策部が主管となり、ボランティア活動対策を実施する。

細部は、地震災害対策編第3章第20節「防災ボランティア活動対策」に準ずる。

第18節 応急教育対策

風水害等災害により、大規模な被害が発生した場合は、児童・生徒等の安全確保及び教育活動の早期再開のため、市民環境、教育対策部が主管となり、教育対策を実施する。

細部は、地震災害対策編第3章第21節「応急教育対策」に準ずる。

第19節 農林漁業対策

風水害等災害により、大規模な被害が発生した場合は、営農者等救援のため、産業振興対策部が主管となり、農林漁業対策を実施する。

細部は、地震災害対策編第3章第22節「農林漁業対策」に準ずる。

第4章 災害復旧計画

第1節 市民生活安定への支援

市民生活安定のための支援施策として、被災者の生活確保、農林漁業対策、中小企業対策及び義援金の受入・配分等を実施する。

細部は、地震災害対策編第4章第2節「市民生活安定への支援」に準ずる。

第2節 災害復旧事業の推進

災害復旧事業の推進施策は、激震災害法による災害復旧事業及びその他の法律による災害復旧事業により実施する。

細部は、地震災害対策編第4章第4節「災害復旧事業の推進」に準ずる。

土砂災害対策計画

第1章 総 則

第1節 計画の方針

地震災害対策編第1章第1節「計画の方針」を参照のこと。

第2節 土砂災害対策の実施機関及び責務

機 関 名	各 機 関 の 責 務
千 歳 市	千歳市は、土砂災害に関する情報の収集や伝達及び避難に関する事項を十分に果たすべき責務を有する。
石 狩 振 興 局	札幌管区気象台が、気象の状況により、土砂災害等のおそれがあると認め発表する通知を受けた場合、直ちに関係市町村等に、受けた内容を通知すること。
空知総合振興局 札幌建設管理部	1 管轄する土石流に起因する危険区域等の砂防工事、砂防施設の維持、災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。 2 急傾斜地崩壊対策工事及び維持、災害応急対策及び災害復旧を行うこと。 3 北海道の所管する雨量水位観測所において、観測した雨量情報や災害情報等を必要に応じ市町村等に通知すること。
札幌開発建設部	1 管轄する土石流に起因する危険区域等の砂防工事、砂防施設の維持、災害応急対策を行うこと。 2 取得した雨量情報や災害情報等を必要に応じ市町村等に通知すること。
居住者等の義務	千歳市の区域内に居住する者は、土砂災害に関する防災気象情報や避難情報等の収集に努め、避難に関して自ら判断し安全を確保する。

第3節 土砂災害の概況

地震災害対策編第1章第3節「千歳市の特性及び災害の概況」を参照のこと。

第2章 災害予防計画

第1節 土砂災害の予防

土砂災害は、土石流や急傾斜地崩壊又は地すべりなど土砂に起因する災害として、集中豪雨や局地的大雨、前線の停滞や台風による集中豪雨等により発生するが多いが、被災地域が比較的狭い範囲に限られる割に被災者の死傷率が高くなるなど、住民の生命や身体及び市民生活等に壊滅的な被害を与える。土砂災害のおそれがある箇所については、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下、「土砂災害防止法」という。）に基づき、「土砂災害警戒区域等（警戒区域及び特別警戒区域）」の指定が北海道により行われている。

このことから、市は、北海道及び国からの情報提供を踏まえ、市域における土砂災害関係情報の一元的な把握と、土砂災害危険箇所等の住民への周知及び緊急時の避難体制の整備に努めるとともに、各種制度の活用による建築物の構造規制、住宅の移転促進等の予防対策を実施する。

第1 崖地等の整備

地震災害対策編第2章第1節「第3 公共施設等の災害対策」を参照のこと。

第2 土砂災害警戒区域等の周知

- 1 土砂災害防止法に基づき北海道が指定する土砂災害警戒区域等、また、市の定める指定緊急避難場所・指定避難所、防災施設等の防災情報について、市民への周知に努める。
- 2 土砂災害警戒区域等の指定結果等を参考に、土砂災害の危険性等に関する状況を把握し、市独自の土砂災害警戒区域等ごとに土砂災害ハザードマップを作成し、関係地域の住民に周知する。

資 料 編 ：○土砂災害警戒区域等
○土砂災害ハザードマップ

第3 災害応急対策用品の備蓄等

風水害等対策編風水害対策計画第2章第1節「第4 災害応急対策用品の備蓄等」を参照のこと。

第4 警戒避難体制の整備

- 1 土砂災害警戒区域等の周辺において、保全・管理に関する住民への指導を実施する。
- 2 必要に応じて防災措置の勧告や改善命令等を行う。
- 3 土砂災害警戒区域等ごとの警戒・避難基準を策定し、周辺住民等への周知徹底を図る。
- 4 土砂災害警戒区域等の住民に対し、急傾斜地の危険確認3要素の早期発見に努めるよう指導するとともに、住民自身による防災措置の実施を促進する体制の確立を図る。

急傾斜地の危険確認3要素	
1 危険な時期	長雨の時期、降雨等により地盤が緩んだ状態で、1 時間に 20mm 以上・総雨量 100mm 以上の強い雨が降ったとき等
2 危険な場所	傾斜が 30° 以上、高さが 5m 以上、オーバーハング、表土が厚く軟弱、亀裂、湧水、浮石等
3 危険な前兆	湧水、みずみちの変化、湧水量の増加、濁水、転石、倒木、地鳴り等

- 5 土砂災害警戒区域等ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、避難、救助その他土砂災害防止に必要な警戒避難体制に関する事項を定める。
- 6 土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地崩壊のおそれがある場合の避難地に関する事項等を記載した印刷物の作成及び住民への配布等により、円滑な警戒避難体制を構築するとともに、避難訓練等を行う。
- 7 土砂災害に係る避難情報の発令判断や発令及び伝達等については、別に示す「避難情報の発令判断・伝達マニュアル（土砂災害編）」を基準として行う。

参考資料（別冊） ○ 避難情報の発令判断・伝達マニュアル（土砂災害編）

第5 河川管理者の協力が必要な事項

風水害対策編水害対策計画第2章第1節「第6 河川管理者の協力が必要な事項」を参照のこと。

第2節 治山事業、砂防事業等の推進・協力

国又は北海道が実施若しくは施行の勧告を行う以下の土砂災害対策事業・工事について、事業の円滑な推進に向けて積極的に協力する。

- ア 急傾斜地崩壊防止工事
- イ 治山事業山腹工事
- ウ 保安林指定による立木の伐採等の規制
- エ 地すべり防止工事
- オ 砂防工事
- カ 立木の伐採、土石の採取等の工事制限

第3節 学校等の予防

第1 学校等の休校措置

風水害対策編水害対策計画第2章第3節「学校等の予防」に準ずる。

第2 要配慮者利用施設

1 要配慮者利用施設

土砂災害防止法第8条の規定に基づき、土砂災害警戒区域内の主として高齢者、障がい者、乳幼児、児童生徒、入院患者その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設の利用者の土砂災害危険時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の範囲は次のとおりとする。

なお、本計画で定める要配慮者利用施設の名称及び所在地については、資料編のとおりである。

高齢者関連施設	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、生活支援ハウス、サービス付き高齢者向け住宅、高齢者共同住宅（グループハウス等）等
障がい者（児）関連施設	障害福祉サービス等事業所、地域活動支援センター、障害児通所支援等事業所（障害児入所施設）、日中一時支援事業所、視覚障害者情報提供施設等
児童関連施設	認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、私立認可外保育施設、事業所内保育施設、地域保育所等
学校関連施設	幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校等
医療関連施設	病院、有床診療所、助産所等
救護施設	救護施設

資料編：土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧

2 避難確保計画の作成及び訓練の実施

土砂災害防止法第8条の2に基づき、上記で名称及び所在地を定めた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の土砂災害危険時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（避難確保計画）を作成し、市長に報告しなければならない。報告を受けた市長は、施設管理者等に対して、必要な助言又は勧告を行うこととする。

また、施設の所有者又は管理者は計画に基づく避難訓練を実施し、その訓練結果を市長に報告しなければならない。

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害応急対策の基本方針

地震災害対策編第3章第1節「災害応急対策の基本方針」に準ずる。

第2節 災害対策本部

風水害等対策編風水害対策計画第3章第2節「災害対策本部」に準ずる。

第3節 災害警戒本部

風水害等対策編風水害対策計画第3章第3節「災害警戒本部」に準ずる。

第4節 気象情報の収集・伝達

第1 気象警報の種類

風水害等対策編風水害対策計画第3章第4節「第1 気象警報の種類」に準ずる。

第2 監視及び警戒

1 常時監視

水防管理者は、巡視責任者を定め担当水防区域内の土砂災害危険箇所等を巡視させるものとする。巡視責任者は、水防上危険であると認められる箇所を発見したときは、直ちに水防管理者に報告し、必要な措置を求める。

地区別巡視責任者は、次のとおりである。

地 区	土 砂 災 害 危 険 箇 所	担 当	巡 視 責 任 者	監視員 の 数
市街地等	真町、本町、大和、桂木 蘭越、新屋、泉沢、北斗の一部	建 設 対 策 部	道 路 管 理 課 長	10人
東 千 歳	泉郷、幌加、協和	建 設 対 策 部 (市民環境対策部)	道 路 管 理 課 長 (東部支所長)	(1)
支 笏 湖	支笏湖温泉、美笛、幌美内、 モラップ	建 設 対 策 部 市 民 環 境 対 策 部 消 防 対 策 部	道 路 管 理 課 長 (支笏湖支所長) (支笏湖温泉出張所長)	(1) (7)

2 非常監視及び警戒

巡視責任者は、水防管理者が非常配備を指令したときは、担当する水防区域内を巡視し、監視警戒を厳重に行い、異常を発見したときは、直ちに水防管理者に報告する。

監視警戒に当たり、特に留意する事項は、次のとおりである。

- （１）裏法で漏水又は飽水による亀裂及び崖崩れ
- （２）表法で水当たりの強い場所の亀裂及び崖崩れ
- （３）溜池等については（１）から（２）のほか、次の事項について注意する。
 - ア 流域の山崩れの状態
 - イ 樋管の漏水による亀裂及び崖崩れ

第3 気象予報等の伝達系統

風水害等対策編風水害対策計画第3章第4節「第3 気象予報等の伝達系統」に準ずる。

第5節 被害情報の収集・伝達

風水害等対策編風水害対策計画第3章第5節「被害情報の収集・伝達」に準ずる。

第6節 災害広報

風水害等対策編風水害対策計画第3章第6節「災害広報」に準ずる。

第7節 応援要請

風水害等対策編風水害対策計画第3章第7節「応援要請」に準ずる。

第8節 避難

第1 避難体制

風水害等対策編風水害対策計画第3章第8節「第1 避難体制」に準ずる。

第2 避難情報

風水害等により災害が発生した場合、あるいはそのおそれがある場合の避難は、原則として市民の自主的な行動とするが、土砂災害等により緊急避難の必要があると判断されるときは、防災関係機関等と調整のうえ、市長等は避難情報の発令を行い、市民等に避難を促す。

この際、避難が必要な状況が夜間・早朝となる情報が得られた場合には、避難行動がとりやすい時間帯における高齢者等避難等の発令に努めるものとする。

また、土砂災害については立退き避難を基本とするが、そのいとまがない場合については、近隣の堅牢な建物等、自宅・施設等の崖から少しでも離れた部屋への退避、その他の緊急に安全を確保するための措置（緊急安全確保措置）を指示する。

なお、高齢者等避難及び避難指示等の発令判断基準は、別に示す「避難情報の発令判断・伝達マニュアル（土砂災害編）」による。

参考資料（別冊） ○ 避難情報の発令判断・伝達マニュアル（土砂災害編）

第3 避難情報の発令判断基準

避難情報の発令判断は、次の情報等をもとに防災関係機関等と調整の上、総合的に行う。

また、避難指示等の発令にあたり、必要に応じて気象台等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

なお、避難情報の発令判断基準については資料編に掲載のとおりである。

種 別	参考とする情報
気象警報等発表の有無	・レベル3 土砂災害警報 ・土砂キキクル（警戒） ・レベル4 土砂災害危険警報 ・土砂キキクル（危険） ・土砂キキクル（災害切迫） ・レベル5 土砂災害特別警報
土砂災害（特別）警戒区域の指定の有無	・土砂災害危険箇所 ・土砂災害警戒区域（イエローゾーン） ・土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）
土砂災害の危険度	・土砂災害危険度情報 ・土砂災害危険度判定図（スネークライン） ・地質・植生の状況
前兆現象の有無	・湧水、斜面の崩れ、クラック等の発生 ・落石、流木等の発生 ・地鳴り、山鳴り等の発生

資 料 編 ： 土砂災害危険区域等
避難情報の発令判断基準

第9節 風水防活動

風水害等対策編風水害対策計画第3章第9節「風水防活動」に準ずる。

第10節 応急医療

風水害等対策編風水害対策計画第3章第10節「応急医療」に準ずる。

第11節 警戒区域の設定及び避難

風水害等対策編風水害対策計画第3章第11節「警戒区域の設定及び避難」に準ずる。

第12節 交通対策・緊急輸送

風水害等対策編風水害対策計画第3章第12節「交通対策・緊急輸送」に準ずる。

第13節 生活救援

風水害等対策編風水害対策計画第3章第13節「生活救援」に準ずる。

第14節 建物対策

風水害等対策編風水害対策計画第3章第14節「建物対策」に準ずる。

第15節 防疫・清掃・環境

風水害等対策編風水害対策計画第3章第15節「防疫・清掃・環境」に準ずる。

第16節 要配慮者の対応

風水害等対策編風水害対策計画第3章第16節「要配慮者の対応」に準ずる。

なお、防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地については、資料編に掲載のとおりである。

資 料 編 ： 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧

第17節 防災ボランティア活動対策

風水害等対策編風水害対策計画第3章第17節「防災ボランティア活動対策」に準ずる。

第18節 応急教育対策

風水害等対策編風水害対策計画第3章第18節「応急教育対策」に準ずる。

第19節 農林漁業対策

風水害等対策編風水害対策計画第3章第19節「農林漁業対策」に準ずる。

第4章 災害復旧計画

第1節 市民生活安定への支援

風水害等対策編風水害対策計画第4章第1節「市民生活安定への支援」に準ずる。

第2節 災害復旧事業の推進

風水害等対策編風水害対策計画第4章第2節「災害復旧事業の推進」に準ずる。

雪害対策計画

第1章 総 則

第1節 計画の方針

地震災害対策編第1章第1節「計画の方針」を参照のこと。

第2節 雪害対策の実施機関及び責務

雪害に関する予防対策、応急対策等については、必要に応じ次の機関で構成する「千歳市雪害対策連絡部」（以下「連絡部」という。）を設置することができる。

連絡部の構成機関及び各機関の責務は、次のとおりである。

機 関 名	各 機 関 の 責 務
千歳市、札幌開発建設部千歳道路事務所、陸上自衛隊第7師団・第11普通科連隊、千歳警察署、北海道（石狩振興局）、空知総合振興局札幌建設管理部千歳出張所	1 連絡部の任務は、次のとおりとする。 (1) 雪害に対処するための関係機関相互間の連絡調整及び情報の交換 (2) その他対策上必要な情報の交換 2 連絡部の運営は、構成機関職員のうちから当該機関の長が指名する職員によりこれを行う。

第3節 雪害の概況

地震災害対策編第1章第3節「千歳市の特性及び災害の概況」を参照のこと。

第2章 災害予防計画

第1節 雪害の予防

第1 除雪路線実施区分

除雪路線は、積雪寒冷地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和31年法律第72号）に基づく指定路線及び非指定路線で、特に交通確保を必要と認める主要路線について次の区分により除雪を実施する。

- 1 一般国道に係る道路は、札幌開発建設部千歳道路事務所が行う。
- 2 主要道道及び一般道道で道所管に係る道路は、空知総合振興局札幌建設管理部千歳出張所が行う。
- 3 市道及び前2号に掲げる道路以外の道路で特に重要な路線は、市が行う。

第2 降雪情報等の把握・周知

- 1 降雪や雪害に係る情報の収集、伝達等は総務対策部が所掌する。
- 2 市の定める指定緊急避難場所・指定避難所、防災施設等の防災情報について、市民への周知に努める。

第3 災害応急対策用品の備蓄等

風水害等対策編風水害対策計画第2章第1節「第4 災害応急対策用品の備蓄等」を参照のこと。

第4 市道の交通確保

- 1 市道等に係る除雪は建設対策部が実施する。
- 2 除雪は、消防対策、交通量その他の状況を考慮し、都市計画街路、通学路を優先して実施し、常時2車線の確保に努める。

第5 市民除雪助成

町内会等が主体となり除雪作業を実施する場合には、これに必要なトラック等については無償で貸与することができる。

第6 雪害対策連絡会議

石狩振興局雪害対策連絡会議設置要綱（平成24年3月26日施行）に定められた石狩振興局雪害対策連絡会議により、必要な災害情報の収集及び対策を行う。

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害応急対策の基本方針

地震災害対策編第3章第1節「災害応急対策の基本方針」に準ずる。

第2節 災害対策本部

風水害等対策編風水害対策計画第3章第2節「災害対策本部」に準ずる。

第3節 災害警戒本部

風水害等対策編風水害対策計画第3章第3節「災害警戒本部」に準ずる。

第4節 気象情報の収集・伝達

第1 気象警報の種類

風水害等対策編風水害対策計画第3章第4節「第1 気象警報の種類」に準ずる。

第2 監視及び警戒

主要路線等の監視及び警戒は次の区分により実施し、道路管理者は、積雪等により危険であると認められる箇所を発見したときは、直ちに市及び防災関係機関等に連絡し、必要な措置を取る。

- 1 一般国道に係る道路は、札幌開発建設部千歳道路事務所が行う。
- 2 主要道道及び一般道道で道所管に係る道路は、空知総合振興局札幌建設管理部千歳出張所が行う。
- 3 市道及び前2号に掲げる道路以外の道路で特に重要な路線は、市が行う。

第3 気象予報等の伝達系統

風水害等対策編風水害対策計画第3章第4節「第3 気象予報等の伝達系統」に準ずる。

第5節 被害情報の収集・伝達

風水害等対策編風水害対策計画第3章第5節「被害情報の収集・伝達」に準ずる。

第6節 災害広報

風水害等対策編風水害対策計画第3章第6節「災害広報」に準ずる。

第7節 応援要請

風水害等対策編風水害対策計画第3章第7節「応援要請」に準ずる。

第8節 避難

第1 避難体制

風水害等対策編風水害対策計画第3章第8節「第1 避難体制」に準ずる。

第2 避難情報

雪害により災害が発生した場合、あるいはそのおそれがある場合の避難は、原則として市民の自主的な行動とするが、大雪や風雪等により緊急避難の必要があると判断されるときは、防災関係機関等と調整のうえ、市長等は避難情報の発令を行い、市民等に避難を促す。

なお、避難が必要な状況が夜間・早朝となる情報が得られた場合には、避難行動がとりやすい時間帯における高齢者等避難等の発令に努めるものとする。

第9節 雪害対策活動

風水害等対策編風水害対策計画第3章第9節「風水防活動」に準ずる。

第10節 応急医療

風水害等対策編風水害対策計画第3章第10節「応急医療」に準ずる。

第11節 警戒区域の設定及び避難

風水害等対策編風水害対策計画第3章第11節「警戒区域の設定及び避難」に準ずる。

第12節 交通対策・緊急輸送

風水害等対策編風水害対策計画第3章第12節「交通対策・緊急輸送」に準ずる。

第13節 生活救援

風水害等対策編風水害対策計画第3章第13節「生活救援」に準ずる。

第14節 建物対策

風水害等対策編風水害対策計画第3章第14節「建物対策」に準ずる。

第15節 防疫・清掃・環境

風水害等対策編風水害対策計画第3章第15節「防疫・清掃・環境」に準ずる。

第16節 要配慮者の対応

風水害等対策編風水害対策計画第3章第16節「要配慮者の対応」に準ずる。

第17節 防災ボランティア活動対策

風水害等対策編風水害対策計画第3章第17節「防災ボランティア活動対策」に準ずる。

第18節 応急教育対策

風水害等対策編風水害対策計画第3章第18節「応急教育対策」に準ずる。

第19節 農林漁業対策

風水害等対策編風水害対策計画第3章第19節「農林漁業対策」に準ずる。

第4章 災害復旧計画

第1節 市民生活安定への支援

風水害等対策編風水害対策計画第4章第1節「市民生活安定への支援」に準ずる。

第2節 災害復旧事業の推進

風水害等対策編風水害対策計画第4章第2節「災害復旧事業の推進」に準ずる。

融雪災害対策計画

第1章 総 則

第1節 計画の方針

地震災害対策編第1章第1節「計画の方針」を参照のこと。

第2節 融雪災害対策の実施機関及び責務

本編雪害対策計画第1章第2節「雪害対策の実施機関及び責務」を準用するほか、機関名に札幌開発建設部千歳川河川事務所、王子製紙㈱苫小牧工場を加える。

第3節 融雪災害の概況

地震災害対策編第1章第3節「千歳市の特性及び災害の概況」を参照のこと。

第2章 災害予防計画

第1節 融雪災害の予防

第1 重要水防区域等の警戒

平時において建設部、産業振興部及び消防本部は、融雪出水期における重要水防区域を調査し、関係機関と事前に予防対策をたてるとともに警戒に当たる。

1 河道内の障害物の除去及び堰、水門、樋門等の点検

河川管理者は、なだれ、積雪及び結氷等により、河道が著しく狭められ、被害発生が予想される箇所又は流水による橋梁の流出を防止するため、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図る。

また、融雪出水前に、堰、水門、樋門その他の河川工作物の整備を行う。

2 ダム等の放流対策

ダム等水防上重要な施設の管理者は、融雪出水前に、管理施設の整備点検を十分行い、ダム等の放流を行う場合は、ダム等の操作規定に基づき、下流に急激な水位の変動を生じないように留意し、関係機関及び地域住民への情報伝達が的確かつ迅速に行われるよう、通報体制の確立を図る。

3 水防資機材の整備、点検等

総務部は、水防活動を迅速かつ効率的に行うため、融雪出水前に水防資器材の整備、点検を実施するとともに、関係機関及び資器材手持業者等とも十分な打合せを行い、資器材の効率的な活用を図る。

また、水道局は融雪出水期に備え公共下水道の整備点検を十分行う。

第2 なだれ等予防対策

1 危険区域のパトロール及び標識の設置

道路管理者は、なだれ発生予想箇所に危険を周知させるための標識を設置し、随時当該地区のパトロールを行う。

2 気象情報の把握

道路管理者は、気象情報を把握し、なだれの発生が予想される場合は、関係機関と緊密な連絡を保ち、迅速に当該道路の交通規制等の措置を講ずる。

3 広報活動の実施

道路管理者は、なだれ発生箇所について、地域住民及びドライバーに対し、新聞、テレビ、ラジオ等を利用し、広報活動を実施する。

第3 融雪情報等の把握・周知

1 融雪期においては、札幌管区気象台と緊密な連絡をとり、地域内の降雪状況を的確に把握し、低気圧の経路の状況又は降雨及び気温の上昇等気象状況に留意し、融雪出水の予測に努める。

2 市の定める指定緊急避難場所・指定避難所、防災施設等の防災情報について、市民への周知に努

める。

- 3 防災関係機関は、融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が十分得られるよう、あらゆる広報媒体を通じ、水防思想の普及徹底に努める。

第4 災害応急対策用品の備蓄等

風水害等対策編風水害対策計画第2章第1節「第4 災害応急対策用品の備蓄等」を参照のこと。

第5 交通路の確保

道路管理者は、積雪、捨雪及びじんかい等により道路側溝の機能が低下し、溢水災害が発生するのを防止するため、融雪出水前に道路側溝内の障害物の除去に努め、排水能力の確保を図る。

第6 河川管理者の協力が必要な事項

風水害対策編風水害対策計画第2章第1節「第6 河川管理者の協力が必要な事項」を参照のこと。

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害応急対策の基本方針

地震災害対策編第3章第1節「災害応急対策の基本方針」に準ずる。

第2節 災害対策本部

風水害等対策編風水害対策計画第3章第2節「災害対策本部」に準ずる。

第3節 災害警戒本部

風水害等対策編風水害対策計画第3章第3節「災害警戒本部」に準ずる。

第4節 気象情報の収集・伝達

第1 気象警報の種類

風水害等対策編風水害対策計画第3章第4節「第1 気象警報の種類」に準ずる。

第2 監視及び警戒

1 常時監視

水防管理者は、巡視責任者を定め担当水防区域内の河川及び土砂災害危険箇所等を巡視させるものとする。巡視責任者は、水防上危険であると認められる箇所を発見したときは、直ちに水防管理者に報告し、水防管理者は当該河川等の管理者に連絡し、必要な措置を求める。

地区別巡視責任者は、次のとおりである。

地 区	担 当 河 川 等		担 当	巡 視 責 任 者	監 視 員 の 数
	河 川	土砂災害 危険箇所			
市街地 等	千歳川、ママチ川、新ママチ川、 勇舞川、嶮淵川、チャシ川、キウ ス川、チプニー川、オルイカ川、 祝梅川、長都川、ユカンボシ川、 ゴセン川、カリンバ川、遠浅川、 ホカンカニ川、美々川	真町、本町 大和、桂木 蘭越、新星 泉沢	建 設 対 策 部	道 路 管 理 課 長	10人
東千歳	嶮淵川、シーケヌフチ川、幌加 川、東丘川、コムカラ川	泉郷、幌加 協和	建 設 対 策 部 (市民環境対策部)	道 路 管 理 課 長 (東部支所長)	(1)
支笏湖	千歳川上流及びその支流河川、 シリセツナイ川、オコタンペ川、 フレナイ川、ニナル川	支笏湖温泉 美笛、幌美内 モラップ	建 設 対 策 部 市 民 環 境 対 策 部 消 防 対 策 部	道 路 管 理 課 長 (支笏湖支所長) (支笏湖温泉出張 所長)	(1) (7)

2 非常監視及び警戒

巡視責任者は、水防管理者が非常配備を指令したときは、担当する水防区域内を巡視し、監視警戒を厳重に行い、異常を発見したときは、直ちに水防管理者に報告するものとし、水防管理者は、速やかに当該河川管理者に連絡する等の必要な措置を取る。

監視警戒に当たり、特に留意する事項は、次のとおりである。

- （１）裏法で漏水又は飽水による亀裂及び崖崩れ
- （２）表法で水当たりの強い場所の亀裂及び崖崩れ
- （３）天端の亀裂又は沈下
- （４）堤防の越水状況
- （５）水門の両袖又は底部からの漏水と扉の締め具合
- （６）橋梁その他構造物と堤防の取付部分の異常
- （７）溜池等については[1]から[6]までのほか、次の事項について注意する。

- ア 取入口の閉塞状況
- イ 流域の山崩れの状態
- ウ 流入水並びに浮遊物の状況
- エ 余水吐及び放水路付近の状況
- オ 重ね池の場合の上部溜池の状況
- カ 樋管の漏水による亀裂及び崖崩れ

第3 気象予報等の伝達系統

風水害等対策編風水害対策計画第3章第4節「第3 気象予報等の伝達系統」に準ずる。

第5節 被害情報の収集・伝達

風水害等対策編風水害対策計画第3章第5節「被害情報の収集・伝達」に準ずる。

第6節 災害広報

風水害等対策編風水害対策計画第3章第6節「災害広報」に準ずる。

第7節 応援要請

風水害等対策編風水害対策計画第3章第7節「応援要請」に準ずる。

第8節 避難

第1 避難体制

風水害等対策編風水害対策計画第3章第8節「第1 避難体制」に準ずる。

第2 避難情報

融雪により災害が発生した場合、あるいはそのおそれがある場合の避難は、原則として市民の自主的な行動とするが、なだれ等の融雪災害により緊急避難の必要があると判断されるときは、防災関係機関等と調整のうえ、市長等は避難情報の発令を行い、市民等に避難を促す。

なお、避難が必要な状況が夜間・早朝となる情報が得られた場合には、避難行動がとりやすい時間帯における高齢者等避難等の発令に努めるものとする。

第9節 融雪災害対策活動

風水害等対策編風水害対策計画第3章第9節「風水防活動」に準ずる。

第10節 応急医療

風水害等対策編風水害対策計画第3章第10節「応急医療」に準ずる。

第11節 警戒区域の設定及び避難

風水害等対策編風水害対策計画第3章第11節「警戒区域の設定及び避難」に準ずる。

第12節 交通対策・緊急輸送

風水害等対策編風水害対策計画第3章第12節「交通対策・緊急輸送」に準ずる。

第13節 生活救援

風水害等対策編風水害対策計画第3章第13節「生活救援」に準ずる。

第14節 建物対策

風水害等対策編風水害対策計画第3章第14節「建物対策」に準ずる。

第15節 防疫・清掃・環境

風水害等対策編風水害対策計画第3章第15節「防疫・清掃・環境」に準ずる。

第16節 要配慮者の対応

風水害等対策編風水害対策計画第3章第16節「要配慮者の対応」に準ずる。

第17節 防災ボランティア活動対策

風水害等対策編風水害対策計画第3章第17節「防災ボランティア活動対策」に準ずる。

第18節 応急教育対策

風水害等対策編風水害対策計画第3章第18節「応急教育対策」に準ずる。

第19節 農林漁業対策

風水害等対策編風水害対策計画第3章第19節「農林漁業対策」に準ずる。

第4章 災害復旧計画

第1節 市民生活安定への支援

風水害等対策編風水害対策計画第4章第1節「市民生活安定への支援」に準ずる。

第2節 災害復旧事業の推進

風水害等対策編風水害対策計画第4章第2節「災害復旧事業の推進」に準ずる。